



京都市環境保全型農業資材等導入拡大事業補助金（2次募集） の募集開始について

～環境にやさしい農業資材・技術の導入を支援します～

近年、地球温暖化や激甚化する自然災害等の環境課題が深刻となる中、京都市では「2050年二酸化炭素排出量正味ゼロ」の達成に向け、減農薬栽培などの環境負荷の軽減に配慮した「環境保全型農業」を推進しています。

この度、「環境保全型農業」の更なる普及拡大のために、環境にやさしい農業資材・技術の導入や利用拡大に係る取組を支援する「環境保全型農業資材等導入拡大事業補助金」の令和4年度の補助対象者について、2次募集を開始しますのでお知らせします。

1 事業概要

(1) 申請受付期間

令和4年8月31日（水）～12月28日（水）

※ 申請受付期間締切日の当日消印有効。

※ 申請受付期間中においても、補助申請の総額が予算の上限に達した場合は、受付を終了します。

(2) 補助対象者

ア 農産物を販売する農業者（個人・法人）

※ 個人にあっては市内在住、法人にあっては市内に事業所等を有していること

イ 農業者等で組織された団体

※ 市内に事業所等を有していること

(3) 補助対象経費

以下に掲げる環境にやさしい農業資材・技術の導入に係る経費。

※ 補助対象経費は、新たに導入する資材・技術又は前年度に比べて取組拡大する資材・技術の導入に係る経費に限ります。また、備品（原形のまま比較的長期（おおむね1年以上）の反復使用に耐え、かつ取得単価(税込み)が50,000円以上の物品)については対象外です。

ア 化学合成農薬削減に資する資材・技術

（例）生物農薬、フェロモン剤、光式捕虫器等

イ 廃プラスチック削減に資する資材・技術

（例）生分解性マルチ、生分解性ポット等

ウ その他市長が特に必要と認めるもの



光を用いた病虫害防除

(4) 補助率

1/2以内

(5) 補助上限

個人10万円 法人・団体50万円



生分解性マルチ

2 申請書様式

以下の二次元コードまたは URL よりホームページへアクセスし、申請書をダウンロードしてください。



⇐ 「要綱」 及び 「申請書様式」 掲載ページ

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000297393.html>

3 申請書提出先・問合せ先

部署名	担当行政区	住所	電話番号
北部農業振興センター	北区、上京区、左京区(花脊、広河原、久多地域除く)、中京区、右京区(京北地域除く)	〒603-8511 北区紫野東御所田町 33-1 北区役所本庁舎 2 階	075-366-2010
南部農業振興センター	東山区、山科区、下京区、南区、伏見区	〒612-8511 伏見区鷹匠町 39-2 伏見区役所 3 階	075-585-3202
南部農業振興センター 洛西分室	西京区	〒610-1198 西京区大原野東境谷町二丁目 1-2 西京区役所洛西支所 2 階	075-323-7321
京北・左京山間部 農林業振興センター	右京区京北地域、左京区花脊・広河原・久多地域	〒601-0251 右京区京北周山町上寺田町 1-1 京北合同庁舎	075-852-1817